

お知らせ

2014.12.1 発行

第 108 号

TEL 019-622-1038 FAX 019-622-1056

## 「賞与からの社会保険料控除額表」を同封しました

- ◆ 新しい「賞与からの社会保険料控除額表」を同封しましたのでご活用下さい。9月から厚生年金の保険料率が引き上げられていますのでご注意ください。

なお、健康保険組合にご加入の事業所様は異なりますので、健康保険組合に料率をご確認下さい。

[参考] 平成26年12月1日現在の社会保険料の料率は下表のとおりです。料率： / 1000

	適用料率	会社負担	従業員負担
厚生年金保険（一般）	174.74	87.37	87.37
健康保険（協会けんぽ；岩手県）	99.30	49.65	49.65
介護保険（第2号被保険者）	17.20	8.60	8.60
児童手当拠出金	1.50	1.50	0.00
計	292.74	147.12	145.62

## 年末年始の労働災害にご注意ください

### ◆ 「いわて年末年始無災害運動」

別紙リーフレットのとおり岩手労働局・岩手労働災害防止団体連絡協議会主唱による「いわて年末年始無災害運動」が展開・推進されています。冬季は積雪・凍結による労働災害発生の危険性が高く、年末年始は気持ちの面での慌たしさも加わるため、より一層注意が必要です。「急がず、ゆっくり」を合言葉に、無災害でこの冬を乗り切れるよう従業員の皆様へ注意の呼びかけをよろしくお願い致します。

## 育児休業給付金の取扱いが変わりました

- ◆ 育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の支給に関し、26年10月1日から取扱いが変更になりました。例えば、12月1日から12月31日を育児休業給付金の支給対象期間とした場合に、12月中に11日以上就業した場合は、労働時間に関係なく育児休業給付金が不支給とされていましたが、26年10月1日から、10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が80時間以下のときは育児休業給付金が支給されます。育児休業中の従業員さんについて、従来より柔軟な働き方ができるようになったと言えます。

## 「労務管理セミナー」開催

- ◆ 今年も、当事務所主催の労務管理セミナーが始まりました（全2回の予定です）

第1回は「給与計算業務」をテーマとして取り上げました。次回平成27年1月15日は「労働トラブル対応とその予防について」をテーマに、事例を取り上げ解説の予定です。第2回のみ参加も可能です。ご希望の事業所様はご連絡下さい。